

目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）骨子案
目黒区いじめ防止基本方針素案
に対するパブリックコメント実施結果

平成29年3月
目黒区

目 次

I パブリックコメントの実施結果について

パブリックコメントの集計結果	1
（1）提出者数	1
（2）教育施策説明会での意見	1

II パブリックコメントの内容と検討結果について

1 パブリックコメント検討結果一覧	2
2 目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）骨子案及び目黒区いじめ防止基本方針素案に対する意見と検討結果	4

I パブリックコメントの実施結果について

パブリックコメントの集計結果

(1) 提出者数

	書面	FAX	メール	計
個人	11	2	12	25
団体	2	0	0	2
議会	2	0	0	2
計	15	2	12	29

(2) 説明会での意見

	当日	後日	計
個人(11/19)	2	3	5
個人(11/26)	3	6	9
計	5	9	14

【パブリックコメント募集】

- 募集期間：平成28年10月25日～平成28年11月28日
- 周知方法：めぐろ区報（10/25号）
目黒区ホームページ
周知用チラシ（全小中学校の児童・生徒の保護者向け）
区政情報コーナー・図書館等での閲覧
- 説明会：教育施策説明会で説明
平成28年11月19日・平成28年11月26日
※目黒区総合庁舎大会議室にて開催

Ⅱ パブリックコメント内容と検討結果について

1 パブリックコメントの検討結果一覧

対応区分一覧

番号	内容	件数	割合
1	意見の趣旨を踏まえて、条例骨子案又は基本方針素案を修正します。	8	9.1%
2	意見の趣旨は既に条例骨子案又は基本方針素案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	53	60.2%
3	意見の趣旨を条例骨子案又は基本方針素案に取り上げませんが、事業実施等の中で努力します。	23	26.1%
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	1	1.1%
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	0	0.0%
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0	0.0%
7	その他	3	3.4%
合計		88	100.0%

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1001	01	個人	メール	いじめの背景には保護者の言動やしつけによる影響があるはずですが、学校でいくら生徒に道徳教育を熱心によっても保護者と認識が共有されない限り、生徒の倫理観にゆがみが生じます。いじめにつながる行為は全てルール違反です。ルール違反には罰則が必要です。 学校は公共の場であり、いかなる暴力・暴言も認められないこと、全ての生徒は公共のルールと校則を順守しなければならないこと、守れないなら退学となることを校則に明記すべきです。校則に対する権限を高め、罰則を含めて根本的に変えるべきです。いかなる理由であっても暴力・暴言は禁止され、具体的に、たたく、蹴る、押す、引っ張る、閉じ込めるなどの詳細な禁止事項を校則に盛り込むべきです。 学校は毎年新年度に全ての生徒と保護者に校則を明示し、校則に対する意識を高め、順守させるべきです。 学校は、生徒と保護者が校則に従える場合のみ受け入れるべきで、合意できない保護者や生徒は受け入れない権利を学校は有すべきです。各校の校則のもとになる基本方針を行政機関は開示すべきです。	教育政策課 教育指導課	3	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取り組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。 各学校では、学校の実情に応じて、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、保護者と共通の認識をもっていじめの防止等に努めています なお、いじめにより、児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合は、懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の学習権を保障するため、いじめを行った児童・生徒への出席停止措置をとることもあり得ます。 また、退学に関しては、学校教育法施行規則により、義務教育就学段階の公立学校では盛り込むことはできません。
1001	02	個人	メール	骨子案を拝見しましたが、加害者への罰則を具体的に定めず、事が起きてしまった後の責任の取り方の図式に終わるようなもので失望しました。 いじめ対応は、保護者と学校と社会が日ごろから共通の認識(校則や条例や法律)のもとに連携し行動しなくてはなりません。学校のみならず、保護者の責任を明確にすることと、いじめたら社会的な罰則を受けることを社会的に明確に認知させて抑止力にしなければ、状況は変わらないでしょう。学校から面談を求められたら、保護者は絶対に出席しなければいけないことも、規則に盛り込むべきです。保護者への啓蒙の機会と出席義務、およびいじめ防止に向けた保護者の責務を明確にするべきです。 担任がいじめやいじめ防止にしっかり取り組むことができるよう、担任の業務負担を減らすべきだと思います。また、家庭においても、子供から学校でいじめられた、仲間はずれにされた、などの報告があった場合の保護者がとるべき対策を明確に校則で指示するべきだと思います。いじめられた側の保護者が積極的に学校や警察に報告できるような体制にするべきです	教育政策課 教育指導課	3	
1001	03	個人	メール	いじめのない学校を目指すためには、学校が障害のある児童や弱者に対してとことん支援する姿勢を示すべきです。弱者への対応が周りの子供の心も変えるはずですが、学校は全ての児童のための安心で安全な公共機関であるということが認知されれば、いじめは元より、真に学校教育が負うべき社会性を育む教育となるのではないのでしょうか。	教育指導課 教育支援課	2	学校において、福祉体験学習や交流及び共同学習を通じて障害に対する理解を深める教育を行うとともに、障害のある・なしにかかわらず、お互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図っています。
1002	01	個人	書面	条例を作ることはとても大切だとは思いますが、この条例を定めたことで、学校側に対して色々な書類の提出を求められるようになると思います。先生方の負担をできるだけ少なくなるような工夫をしてほしいと思います。	教育指導課	3	条例骨子案や基本方針素案に盛り込むことはしませんが、条例骨子案や基本方針素案により、いじめの防止等の対処の仕方や支援体制が明確になり、これまでの学校ごとの対応よりも、負担を減らせるものと考えています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1002	02	個人	書面	いじめ防止対策の1つとして、命の大切さを知るための命の教育をする事が大事ではないでしょうか。自分を生んでくれた両親や、子育てしているときの様子や、大切に育てられた自分や友達について、5、6年生対象にして子育てしている母親に学校に来てもらい、赤ちゃんを抱いたり遊ばせたりする授業を行い、「命の大切さの学習」を行うのはいかがでしょうか。 この授業を通して、自分も友達もみんな大切に育てられ、「命の大切さを知ってもらい」いじめることで尊い命を奪うこともあるという教育を「命の教育」として入れてほしいです。	教育指導課	2	ご意見にあるような授業に限らず、学校では、定期的に「生命尊重」や、「思いやり・親切」、「友情・信頼」など、自分や周りの人の生命を尊重する態度を育むことを題材とした道徳の授業を全ての学級で行っており、さらに充実を図っていきたいと考えています。
1002	03	個人	書面	いじめに逢い自分だけで悩み、苦しむことを避ける為の方法を学校教育に取り入れ、低学年から行って行くことも大事ではないでしょうか。最近の子ども達はうたれ強くないといわれています。いやなことがあるともうだめだとあきらめてしまう、挫折を知らないで育ってきて一度挫折をすると引きこもりなどになって世の中に出ようとしていないケースが見られる、そのためにも小さいうちからいやなことや、困ったことがあってもそれを自分でうまくかわし、避ける方法を身につけることができる様な教育が必要ではないでしょうか。	教育指導課	2	児童・生徒が不安や不満の悪循環に陥らないためにも、日頃から自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりが求められており、そのために当区では受容的・共感的な対話による指導を推進しています。
1003	01	個人	書面	素案を読み、このとおりに行けば、日本にいじめは存在しないだろうと感じました。ガイダンスがなければ現場の教育者は困るので、一定の条文は必要だと思います。でも結局はいじめる側の心です。その原因は家庭、学校にあるかもしれません。それを特定できないからいじめがなくなるのだと思います。 正直、行政がかかわってもいじめはなくなるでしょう。いじめに負けない子供、助けられる大人になっていきたいものです。	教育指導課	2	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。
1004	01	団体	書面	いじめ防止のためには、いじめをしないという意識を培うことももちろん必要だが、それだけではいじめが水面下に潜ってしまう可能性がある。むしろ基本方針素案に出てくる「自己有用感」、あるいは「自己肯定感」を高めるような方策が必要ではないか。 小さいころから自分は大切にされているという意識を持てるよう、保護者や周囲の大人が取り組むことが、いじめ防止につながると思う。特に特別な支援を必要とする子どもへのいじめの問題では重要なポイントで、自己肯定感の乏しい子どもは自分より弱い立場の子どもをいじめることにより自分の優越性を確認し、自己肯定感の穴埋めをする傾向がみられるように思う。	教育指導課 教育支援課	2	自己有用感や自己肯定感を高めるには、児童・生徒が達成感もちながら、充実した時間を過ごせる学びの場の充実や障害に関する理解啓発の推進が大切であると考えています。学校では、自己有用感や自己肯定感を高めることにより、お互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図っています。
1004	02	団体	書面	「保護者の責務」、「区民等の責務について」 「区及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めること」とあるが、これでは受け身ではないか。保護者や区民から、区や学校への働きかけ等もあると思うので「関係機関の責務」に書かれているように「区及び学校と相互に連携を図り、いじめの防止に努める」等と記述した方がよいのではないか。	教育政策課	2	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。 ご指摘の内容は、保護者や区民等に具体的な取組みをお願いしている中に含まれています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1004	03	団体	書面	重大事態が発生した場合は、いじめを受けた子どもへの対処が最優先、最重要であることは当然であるが、いじめを行った子どもへの対応も再発防止の面からも重要ではないか。「重大事態への対処」の内容に加えるべきだと思う。	教育指導課	2	基本方針素案の第3章の「(3)いじめへの対処」の項目で、「いじめを行った児童・生徒に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援」を示しており、重大事態か否かに関わらず、いじめを行った児童・生徒への対応を行います。
1005	01	個人	メール	毎日必ず、どんな些細な時間でも見つけて、その日あったことや友達のことなどお子さんに喋ってもらい、コミュニケーションをよくする。子供は、自分の喜怒哀楽を親と共有することで、愛情を感じて安心するし、親は忙しくとも自分のことを常に気遣っていると感じられ、そうした毎日の積み重ねが子供の健全な心を育み、身体的にも精神的にも、人を傷つけたりできなくなるものです。 学校や近所といった周囲とのコミュニケーションも大切です。家庭の外でも、自分に居場所があり、気を付けてくれる人たちがいると感じることで、憂さを晴らしたい等の気持ちが芽生える隙間ができにくくなる。通学中、帰宅途中の子供を見かけたら「行ってらっしゃい」、「お帰りなさい」等、どんなことでもいいから、周囲の大人が頻繁に声掛けすることが大切だと思います。 これをするには、大人の意識改革が必要です。自分には関係ない、と思っている人が多く、その意識は、自然に子供たちに伝わっていて、自分たちが何をしても誰にも関係ない、という気にさせます。すべての大人が、子供は地域で育てるもの、という意識を持って子供たちに接していれば、子供たちの心はもっと満たされたものになるはずです。	教育政策課 教育指導課	2	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。
1006	01	個人	書面	「いじめ禁止」などと条例にのせて、強制力を持たせる必要はないと思う。いじめは、現行の法令で対処できる。児童・生徒、保護者、そして区民に対していじめ防止の義務を負わせることは、憲法19条および21条に反するおそれがある。 また、仮に条例が施行されても、小学生や区政に関心のない区民には、条例の存在すら知られないと予想される。そして、いじめ防止法が施行されて1年以上経過したが、全くいじめが減らないからこの条例はいらない。	教育政策課 教育指導課	3	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であり、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめを禁止するものです。 条例等の周知については、ホームページやパンフレット等で周知するとともに、学校での指導を通じて児童・生徒への理解を深めていきます。 条例骨子案では、児童・生徒、保護者、区民等に義務を負わせるものではなく、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携して、一体となっていじめをなくしていくという責務を示すものとして、必要であると考えています。
1006	02	個人	メール	うその通報をした人はどうするのか。 区民へ情報提供義務が課されているが罰則はあるか。	教育政策課 教育指導課	7	いじめが起きていると誤認している場合も考えられますが、悪質な通報については、厳正に対処したいと考えています。 区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たして、いじめをなくしていくという考えの下、お願いするものですので、具体的な義務を課し、罰則を設けるといものではありません。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1006	03	個人	メール	小学校の先生が「道徳に答えはない。」と言ってたから、道徳の間に意見を強制させることはだめだと思う。いじめが起きたら、関係者(傍観者含む)や、その保護者みんなの意見を教員らはきかないといけないと思う。そして当然、児童・生徒に対し、教員や保護者はしっかりと指導しなければならない。	教育指導課	2	道徳の授業では、道徳的価値を自分の経験に基づきながら、自分のこととして考え、自己理解を深めていきます。 いじめが発生した際には、全教員が共通理解し、保護者の協力の下、いじめを受けた児童・生徒へは事情や心情の聴取、継続的なケアを行い、いじめを行った児童・生徒へも事情や心情の聴取を行い、再発防止に向けて継続的な指導・支援を行います。
1007	01	個人	書面	うちの場合は、イジメとか表面化されずに本人1人だけの心に悪影響を及ぼしている。ならば、このイジメの雰囲気はどうにかすべきだ。	教育政策課 教育指導課	2	いじめの防止等の取組みを一層強化していきます。
1008	01	個人	書面	低学年のうち、いじめの原因は手段が単純で、いじめられる側も親や先生に助けを求めやすい世代であると思われませんが、中高学年になるにつれ、いじめる側も知恵が働き暴力性が増し、いじめられる側も1人で抱え込みがちになり大人が気づき難くなっていく気がします。子ども達が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、大人がどのように気づいてゆけばよいのか考えてゆきたいと思います。	教育政策課 教育指導課	2	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主體的な取組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。
1009	01	個人	書面	児童・生徒に「いじめを行ってはならない」と禁止を唱えても、効力はない。見えにくくなるだけである。そもそも、子どもには「これがいじめである」という自覚はない。平和的に生活、遊びを共有することが、どういうことなのかを経験的に学ぶ機会を持たずに成長することがその原因。ことばで「いじめの禁止」を唱えたと、何がいじめかわからない児童・生徒は委縮し、「さわらぬ神に祟りなし」「見なかったことにする」という状況が生じ、ますます大人が目から見えないうところにもぐりこんでしまう。大人が「なぜいじめが起きるのか」を実証的・科学的に研究すること。	教育指導課	3	国の調査では、多くの児童・生徒がいじめの被害のみならず、加害にも巻き込まれている事実が明らかになっており、当区も例外ではないと認識しています。 そのため、未然防止の取組みを通して、児童・生徒の豊かな人間関係をはぐくむことが大切だと考えます。 今後も、国や都の調査や区の事例を通して、さらにいじめの起こる背景についても研究していきます。
1009	02	個人	書面	具体的に、学校内に常勤の大人を増やすこと。教職員への負担を減らすこと。「いじめ防止」のために、教職員の負担がこれ以上増すと、学校の多忙化が進み、「いじめの防止」どころではなく、教職員が次々精神的に追いつめられたり、生活が破綻したりして、学校そのものが立ちいかなくなる。 区の予算で人的配置をすること。「予算がない」と言っていたら、いじめはなくなりません。学級定数を30人以下にする。司書教諭を配置する。事務職、給食員さん、用務主事などいろいろな立場の大人を配置する。	教育指導課	3	いじめの生活指導等にかかわる課題が複雑化・多様化する中、当区では、学校医やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を拡充するなど、いじめ問題等に対する「チーム学校」への支援を強化していきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1009	03	個人	書面	<p>保護者の生活・経済状況にゆとりがない限り、子女の教育に十分に関わることは不可能である。それを補完する保育園・学童保育・児童館、子どもの居場所としての図書館・スポーツ施設、遊べる公園、プレイルーム等、安心できる居場所を提供するのが区の仕事である。</p> <p>保護者にのみ「指導」を要求しても実効性がない。大人が子どもに対して「ウルサイ」「コワイ」という受け止め方をしている限り、責務を果たすことを求められても、実行する人は少数であろう。大人と子どもが時間と空間を共有してゆったりすごすことが必要。そういう場を区が整備すべき。</p> <p>パワハラ、マタハラ、過労自殺、ヘイトスピーチ、障害者差別等大人の世界でいじめが横行することを放置して、子どもだけ「いじめはダメ」「学校でのいじめをなくそう」と防止対策を立てても実効性はない。「～委員会」などは意味がない。</p> <p>ものを考えず、先生の指示に従って立ち回っていれば評価が高いという学校の体質を変えない限り、いじめをしない子、いじめを嫌だと感じる子、いじめを止めようとする子は育たない。子どもに「ものを考えさせよう」としたら、まずは教職員や保護者が「考える」生活を送れるようにしなければならない。「きまり」や「対策案」をつくって、説明責任を果たすのではなく、区のお金を、子どもの生活が豊かになる営みに使うことを考えるべきだ。</p> <p>統廃合など、いじめを増進する施策でしかない。子ども後まわし政策が、いじめの元凶である。</p>	<p>教育政策課 学校統合推進課 教育指導課 子育て支援課 保育課</p>	3	<p>いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。</p> <p>その中で、区としては、魅力ある居場所の拡充等に努めていきます。</p> <p>また、統廃合により、各学年で複数の学級を編成ができるようになり、クラス替えが可能になり、生徒同士の間関係や生徒と教員との人間関係に配慮が可能になります。</p>
1010	01	個人	メール	<p>基本方針素案 4 いじめの禁止について 児童・生徒はいかなる理由があってもいじめを行ってはならない</p> <p>↓</p> <p>児童・生徒は互いの人格・人権を尊重し、相互に貴重な学校生活を楽しみ社会の一員としての自覚を持ち、健全な児童・生徒活動をする。</p>	教育指導課	3	<p>いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であり、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることからいじめを禁止するものです。</p> <p>条例骨子案や基本方針素案に盛り込むことはしませんが、ご提案の趣旨を生かして児童・生徒を指導していきます。</p>
1010	02	個人	メール	<p>基本方針素案 第3章 について 1 4行目 教育相談体制の充実、児童・生徒・保護者への指導体制の確立、生活指導、校内研修の充実・・・（下線部を加えてください）</p> <p>2の(1)「学校いじめ対策委員会」の構成員について意見 ○ 学校いじめ対策委員会の中に弁護士・保護者の代表も参加する必要があるのではないかと思います。PTA会長など</p>	教育指導課	3	<p>指導体制の確立に生活指導が含まれていると考えています。また、保護者へは指導体制の確立ではなく、いじめの防止等へ協力・連携をお願いするものです。</p> <p>学校いじめ対策委員会は、学校におけるいじめの防止等の対策について全ての教職員が組織的に対応できるよう、教職員を中心に組織します。組織の構成については、より機動的・効果的な組織構成となるよう、必要に応じて外部の人材をサポートチームとして加えるなど校長が判断して決定することとなります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1010	03	個人	メール	<p>基本方針素案 第4章(2)重大事態の報告 について 中段 当該案件が重大事態であると判断した場合・・・ 当該事件の概要を把握し速やかに区長に報告する。</p> <p>学校が重大事態と報告している案件を教育委員会が判断した場合に限るのは条例の目的に合致しないのではないかと考えます。</p>	教育指導課	3	重大事態の判断には、例示した要件に該当するかどうかだけでなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握・考慮した上で行います。その際に、学校と教育委員会の認識に差異が生じることも想定されるため、二層の判断を想定しています。案件の軽重にかかわらず、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対処・解決を図ることが本質的な目的となると考えています。
1010	04	個人	メール	<p>条例骨子案 5 いじめの禁止等 ↓ いじめの防止等</p> <p>基本理念に沿った考え方の基本を生活指導にし、禁止ではなく防止とすべきと考えます。</p> <p>○児童・生徒は、他の児童・生徒とともに主体的に、いじめの防止につとめること。</p> <p>この1項目だけでよい。</p>	教育政策課	3	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であり、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることからいじめを禁止するものです。
1010	05	個人	メール	<p>「いじめ防止対策推進法」が立法された背景に大津市のいじめ事件があります。この時、学校や教育委員会がした説明と市民、国民が感じたことや考えたことに大きなズレがありました。その他のいじめ事件も学校の説明と児童・生徒のコメント・地域の方々のコメントのズレがマスコミ報道に拍車をかけました。こうしたことから考えると、禁止令を掲げ、違反者を取り締まる的な方策から生活指導の充実をはかり、子どもたちの中にある生き辛さを、受け止められるネットワークが必要なのだと考えます。</p> <p>いじめ事件が起きるたび、学校、教育委員会は保身に終始して事件と正面から向き合っていないように見える対応が報道されて心配しています。子どもたちは、社会の一員として存在するのですから、地域社会と学校・教育委員会の価値観やモラルなどのズレをなくし、風通しのよい連携、協力体制によりいじめの起きない環境の整備に、ちからを注ぎあっていきたいと考えます。また、残念ながら事件が起きてしまった場合、保身にしか見えないような対応にならない条例を望みます。</p>	教育政策課 教育指導課	2	いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取り組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。 万一重大事態が起きてしまった場合は、教育委員会は組織の保身に傾注することなく、二度と同じような事故が発生しないよう、発生の経過を検証し、再発防止に真摯に取り組みます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1011	01	個人	メール	<p>いじめを受けた児童生徒並びに関わった児童生徒たちに対する聴き取り調査を行う場合には十分な配慮をして頂きたいと切に願う。人権を尊重されるべきはいじめを受けた児童生徒のみにあらず、すべての児童生徒が、その人権を尊重され等しく扱われるべきである。</p> <p>聴き取り調査を行う場合は、経験ある専門家が子ども達に対し十分に配慮をして行うのが理想であるが、人材確保も難しいと思われる。せめてその責を担う方々に、専門的な研修やスーパーバイズを受けることのできる仕組みを作り、『いじめ対策の二次被害』を起こさないようにして頂きたいと心の底から願っている。</p>	教育指導課	2	<p>当区では、スーパーバイザーによる助言の下、スクールカウンセラー統括、スクールカウンセラーを学校に派遣し、組織的に児童・生徒に寄り添い、いじめ等の問題行動に対応しています。</p> <p>今後も十分な配慮の下に、いじめを行った児童・生徒に対する事情や心情の聴取や再発防止に向けての継続的な指導及び支援に取り組みます。</p>
1012	01	個人	書面	<p>条例骨子案への意見</p> <p>こどもからの、(いじめだけでなく)人間関係での悩みなどの訴え、あるいは相談を受け止めアドバイスしたり、学校などとの橋渡しもできる第三機関(めぐろはあとネットなどもその一つと思いますが)を充実させることも方針として打ち出してほしい。うまくいかない人間関係がこじれて「いじめ」といわれるような行為に発展すると思うので、「うまくいかないという子どもの悩み」を受け止め一緒に解決していくことがいじめにならない防止なのだと思います。</p> <p>ですから、子どもの悩みを十分に受け止める体制が何より必要だと考えています。それぞれの場所で、その体制は求められますが、子どもが所属しない(学校でも家庭でも地域でもないという意)第三の機関を充実させることが区として求められることと思うので、その点も方針として打ち出してほしく意見としました。</p>	教育政策課 教育指導課 子育て支援課	2	<p>第三者機関については、当区の子ども条例に基づく子ども計画では、心の問題、いじめ・虐待などの悩みや子どもの権利侵害についての相談を受ける「子どもの権利擁護委員制度」の啓発や充実を図るとしており、また、日頃からめぐろ学校サポートセンターに常設している教育相談の連絡先や東京都教育相談センターなどのいじめの相談窓口等を各校へ周知し、年度当初等には、いじめ相談窓口を記載した名刺サイズのカードを児童・生徒に配布し、相談先を啓発しています。</p> <p>今後とも、様々な機会をとらえ、児童・生徒が安心して生活できる環境を整備します。</p>
1012	02	個人	書面	<p>基本方針素案への意見</p> <p>区の責務(第1章5(2))として、子どもたちからの相談に応ずる第三機関の充実をうたってほしい。また、その第三機関の情報を確実に子どもたちに知らせる方策をとってほしいと思います。子どもに、第三機関に助けを求めることができること、いざという時は、どこに助けを求めたらよいかということを複数知らせておくことはとても大切なことだと思います。私が今認知している第三機関は、児童相談所やめぐろはあとねっとくらいですが、目黒区や都といった公共の機関でなくともよいと思います。</p> <p>子ども達に、いざという時にどこにかけ込めばよいか、電話番号を暗記させるとかカードを配るとか、地図上で認識させておくとか、災害時の避難場所や電話番号(安否確認番号171や110番119番)と同じくらい大切かもしれません。役に立たなければならぬことがないことを祈りつつ。</p>	教育政策課 教育指導課 子育て支援課	2	

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1013	01	個人	書面	<p>条例骨子案への意見</p> <p>本骨子案は続発する社会でのいじめ事案と関連事故の背景もあり、もっと早く作成していただきたかった。ちなみに平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行、平成26年7月には都の「いじめ防止対策推進条例」が施行されており、早いうちでの区条例の策定・施行が望まれた。</p> <p>今後「区連絡協」「問題対策委」の密なる連携と都・警察および区スクールカウンセラーの迅速な共有を望みます。</p>	教育政策課	2	いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るために、いじめ問題対策委員会は、いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため置くものです。これらの機関が十分に機能し、関係する機関等と連携を図りいじめがなくなるよう努めていきます。
1013	02	個人	書面	<p>基本方針素案への意見</p> <p>平成27年度分の教育委員会の報告書(平成28年8月)によると、いじめも密接に関連すると思われる不登校等長期欠席の児童・生徒は各種働きかけにもかかわらず生徒数として前年度よりも増加した。同児童・生徒には在宅管理学習の支援等にいじめとの関連がないかよく聴取し、区・警察・カウンセラー間で十分な情報共有をお願いしたい。</p> <p>また、その成功例・失敗例を今後の施策などに生かしてほしい。「問題対策協議会」「対策委員会」の情報共有と対応策をしっかりと構築し、実施してほしい。また毎年報告書にフィードバックを望みます。</p>	教育指導課 教育支援課	2	<p>不登校児童・生徒数については、心理的な問題だけでなく、いじめや虐待等の家庭の問題、発達障害等が原因や背景になっているものなど様々な要因により、昨今では全国的に不登校の裾野が広がる状況にあり、当区でも例外ではないと認識しています。</p> <p>学校における児童・生徒にかかわるいじめや不登校及び集団不適応等の問題の解決に資するため、スクールカウンセラーを学校に派遣し、児童・生徒、保護者、教職員への相談活動を行っています。</p> <p>また、これまでの事例を今後の施策に生かし、関係者間のさらなる情報共有を深めていきます。</p>
1014	01	個人	メール	<p>「1. 用語の定義」</p> <p>(1)いじめ に以下の内容の文も加えてはどうか。</p> <p>受ける児童・生徒、行う児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、その生涯にわたって心身の健康、生きる意欲と生活の質に悪影響を与えるおそれのあるもの</p>	教育政策課 教育指導課	3	いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の定義と同じです。いじめを行った児童・生徒に対しては、基本方針素案で、学校の責務として、いじめを受けた児童・生徒を守るとともに、いじめを行った児童・生徒を、教育的配慮の下、いじめに至った背景などを理解し、適切に指導することを求めるなど、丁寧な対応を行っていきます。
1014	02	個人	メール	<p>「2. いじめ防止等のために学校が実施する施策」</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等に関する取組み「…日頃から思考力・判断力・表現力と健全な人間関係のある環境を育成する…」</p> <p>(1)いじめの未然防止 「…、いじめを許さない校風づくりにつなげていくとともに、児童・生徒一人ひとりの成長過程の把握に努める。」</p> <p>下線部を加える。</p>	教育指導課	1	ご意見を参考として表記を修正します。
1014	03	個人	メール	<p>「3. 重大事態への対処」</p> <p>(1)重大事態の定義 (オ)その他重大な被害が生じたり、その疑いがあると…</p> <p>(5)その他留意事項 ウ「…巡回等に関する主任児童委員、民生委員・児童委員…」</p> <p>下線部を加える。</p>	教育指導課	1	ご指摘を踏まえ、表記を修正します。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1014	04	個人	メール	基本方針素案の文中に「取組」と「取組み」が併用されています。 ひとり一人 → 一人ひとり (P.12)	教育指導課	1	ご指摘を踏まえ、表記を修正します。
1015	01	個人	メール	行政・学校・保護者など大人からの対応について記載されているが子供たちから訴えたり、気づいて連絡する手段が予定されていない。 いじめを受けている子供や、いじめを見た・知っているなどの子供からの相談や連絡できる制度を設けることを検討してほしい。例えば「いじめ110番」の目黒版など	教育指導課	2	区の責務として、児童・生徒に対する指導・支援を行うための教育相談体制の充実、関係機関との連携づくりをあげています。 日頃からめぐろ学校サポートセンターに常設している教育相談の連絡先や東京都教育相談センターなどのいじめの相談窓口等を各校へ周知し、年度当初等には、いじめ相談窓口を記載した名刺サイズのカードを児童・生徒に配布し、相談先を啓発しています。 今後とも、様々な機会をとらえ、児童・生徒が安心して生活できる環境を整備します。
1016	01	個人	メール	そもそも、いじめ問題は起きてしまったからの対策より起こさないようにするための対策が大切であると思います。いじめは何故起きるのか、その要因について教育委員会では、児童、生徒がおかれている環境、成長過程、学習集団にあると聞きました。それらが要因であるとするならば、未然防止としては、学校における施策とともに保護者の責務に記載されている(保護者が)その保護する児童・生徒がいじめを行わないよう、規範意識を養うための教育(しつけ)を自分の子供にする努力をしなければならぬと考えます。 そのために区は何ができるのか、例えば父母に対してPTA活動あるいは学校公開の機会等を使って専門家による講義を行うなど、区の施策として記載されている人権教育等を、学校の責務として投げるのではなく、区あるいは教育委員会から仕掛けていく能動性が求められるのではないのでしょうか？ 教育委員会が要因として認識されている、児童・生徒のおかれている環境、成長過程について、家庭という集団の責任はかなり高いはずで 1件でもいじめを無くすためには区としても保護者もしくは家庭にまで目を向けた(学校という箱を利用した)施策を考えてみては如何でしょうか？	教育指導課 生涯学習課	2	基本方針素案では、保護者の責務として「規範意識を養うための教育等に努める」としており、その啓発につながる具体的な施策として、学校における道徳授業地区公開講座や学校公開の実施、スマートフォンを含む携帯電話の利用に関するリーフレットの配布などを行っています。 また、PTAに委託し実施する家庭教育学級・講座において、人権教育に関する取組みをするよう働きかけを行います。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1017	01	個人	メール	<p>インターネット社会が本格化し、ネット・SNSに繋がるスマホ等の情報端末の利用者の少年年齢化が急速に進展する中、「ネットいじめ」が、先生や保護者の眼の届かないところで、取り返しのつかない傷を被害者に与える新たなタイプの深刻な「いじめ」として登場しています。</p> <p>この「ネットいじめ」への対応について、「目黒区いじめ防止基本方針素案」には、第3章の「3学校におけるいじめの防止等に関する取組み」の「インターネットを通じて行われるいじめへの対応」として言及があり、「目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針」には、的確な「ねらい」が定められています。しかし、条例骨子案では、用語の定義に「インターネットを通じて行われるものを含む」とあるだけで、「ネットいじめ」の取扱が不十分ではないかと危惧します。</p> <p>ネット先進国アメリカの例をみても、日本で発生している事例をみても、今後のいじめ問題において、「ネットいじめ」が主要かつ重大なものになると思われます。条例においてもしっかりと示すべきであろうと考えます。例えば、「区の責務」「学校の責務」「保護者の責務」とありますが、「共通の責務」として、急速に広がりつつ低年齢化している「ネットいじめ」への対応として、子供達にとってのネットの正しい使い方に関する知識の習得及び子供達のネット利用の実態の把握に努め、子供達への不断の指導を通じて、「ネットいじめ」の防止、早期発見、重大事態への対処を可能とすること。の文言を加えて頂くことをお願い致します。</p> <p>「条例」でしっかりと「ネットいじめ」の重大性についての認識を示すことが肝要であると考えます。よろしくお願い致します。</p>	教育政策課 教育指導課	1	<p>条例骨子案では、広く基本的な事項を定め、より具体的な施策については基本方針素案やその他の指針等で定めています。</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめの対策についても、重要であると認識しており、ご意見を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめの対策については、基本方針素案の「第2章 いじめの防止等のために区の実施する施策」に内容を追加します。</p>
1018	01	個人	メール	<p>条例の定義について、文科省定義より狭いのではないかと気になった。文科省定義では、起こった場所は学校の内外を問わないことが明記されている。文科省定義といじめの定義が異なることを確認したい。</p>	教育政策課	2	<p>いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の定義と同じです。</p>
1018	02	個人	メール	<p>条例の基本理念は概ね賛成するが(特に多機関連携の必要性が強調されている点など)、①加害児童・生徒及び保護者について、支援の必要がある場合のあることや、懲罰的でない、福祉的な指導・助言が必要であることを明記すること、②教師の言動がいじめを誘発することもあり、また、教師の対応がいじめを陰湿化させることもあることを念頭に、教師への啓蒙・研修の実施を明記すること、③プライバシーに配慮することは当然としても、適切な情報開示が必要である、学校側が事実を隠蔽しているとみられないようにすること、などを検討してほしい。</p> <p>いじめの4層構造などに鑑み、児童・生徒にいじめ「防止」に努めることを求めるのはどうかと思う。学校の責務では？保護者の責務は、その通りなのであるが、特に第一段は学校側にも求められていることだと思われる。保護者の責務が、保護者への責任転嫁の根拠とされないよう、学校側の責務を更に補充・拡張すべきである。</p>	教育政策課 教育指導課	3	<p>条例骨子案では、広く基本的な事項を定め、より具体的な施策については基本方針素案やその他の指針等で定めています。</p> <p>①～③の内容については、基本方針素案に掲げており、ご指摘の内容も含まれています。</p> <p>いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1018	03	個人	メール	連絡協議会・対策委員会については、多機関連携の必要性から、詳細は基本方針に委ねるとしても、設置の趣旨・目的を条例上で明確にすべきである。	教育政策課	2	設置の趣旨・目的は条例骨子案に掲げています。
1018	04	個人	メール	基本方針第1章についていじめの定義ですが、条例案に対するパブリックコメントにも記したとおり、文科省の定義より狭くなっていないかという疑問があります。文科省定義では、起こった場所が学校の内外を問わないことを明記しています。たとえば、塾、学校外スポーツ活動、その他です。また、いじめの内容について、アからクまであげていますが、これらに限定されるものではなく、あくまで例示であることを明記すべきです。	教育指導課	2	いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の定義と同じです。いじめの内容は、例示であることを明記しています。
1018	05	個人	メール	いじめ防止に関する基本的考え方ですが、多機関連携の必要性が明記されている点は評価できますが、加害者(いじめる側)にも支援・援助が必要な場合があることは言うまでもなく、懲罰的ではない、福祉的な指導・助言・監督が必要であることを明記すべきです。 なお、当然ながら、これは被害者側より加害者側を尊重すべきであるとか、より厚い手当をすべきであるとかいう趣旨ではありません。いじめを根絶するためには、加害者側の抱える問題点も解決・処理してゆかなければならないという趣旨です。	教育指導課	2	基本方針素案の第3章の「(3)いじめへの対処」の項目で、「いじめを行った児童・生徒に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援」を示し、教育的な観点からの指導であることを掲げています。
1018	06	個人	メール	児童・生徒の役割については、いじめの4層構造に鑑み、啓蒙的な視点が重要だと思えます。いじめを受けた児童・生徒は、羞恥心や親を心配させたくないなどの気持ちから、いじめを受けていることを話したがりません。ですから、いじめられている児童・生徒に相談するよう努力するなどと言うことは不適切です。 いじめを受けた児童・生徒が教師や保護者、スクールカウンセラーなどに相談しやすいように、雰囲気作りや信頼関係作りが必要なのであって、これらは、学校・教師側の責務となります。ですので、児童生徒の役割ではなく、学校の責務として明記すべきです。 なお、「相談するよう努める」という児童・生徒に責任転嫁をするような表現は避けるべきです。「傍観者」と学校・教師側の信頼関係が肝要であり、やはり、学校の責務として明記すべきであると考えます。	教育指導課	3	「児童・生徒が周囲の大人に相談するよう努める」ことについては、いじめを受けた児童・生徒の心理に立てば、訴えることにより更に悪化することへの不安や、話すこと自体に恥ずかしさをもつことがあります。しかし、悩みや不安を一人で抱え込むことなく、相談する勇気をもつためにも必要であると考えています。そのために、学校では、児童・生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりや、信頼関係の構築、また、行事の中で全ての児童・生徒が活躍できるよう努めています。
1018	07	個人	メール	第2章について いじめの未然防止として、人権教育等の充実やインターネットを通じて行われるいじめの未然防止と啓発活動の推進が挙げられていますが、これら啓発・啓蒙のため必要なものとして、外部講師による講義も考えられると思います。当然、予算措置も検討する必要があると思います。	教育指導課	2	人権教育につきましては、重要な課題であると認識しています。また、インターネットを通じて行われるいじめの対策についても重要であると認識しており、「目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針」等により対策を進めています。これらの課題を踏まえて、児童・生徒の情報モラル教育等の実施、保護者への啓発活動、教職員の資質・能力の向上を図る研修に取り組んでいきます。
1018	08	個人	メール	特別な支援が必要な児童・生徒については、その事情により、被害を自ら申告することが難しいことも多いはずで、被害を教師・学校側だけでなく、保護者に申告することも同様です。このような児童・生徒に、申告の努力や責務を課すことはそもそも誤りです。 特別な支援が必要な児童・生徒に対する取組みのうち、「特別支援教育に関する研修の充実による教職員の資質の向上」が、最後に挙げられていますが、教職員の資質向上、児童・生徒との信頼関係の醸成などは、真っ先に挙げられてしかるべきです。このような児童・生徒の被害に気付くこと、気付きに即した対応をとれることなどは、極めて重要な事柄であると思えます。	教育指導課	2	特別な支援を必要とする児童・生徒の中には、他の児童・生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合があることを認識しています。そのことを踏まえて、各学校の全教職員による支援体制を構築し、当該児童・生徒に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保することが重要と考えております。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1018	09	個人	メール	<p>第3章について「学校いじめ防止基本方針」の策定は、目的・目標ではありません。確かに、各学校には地域性その他もろもろの条件の違いがあり、想定される問題点も異なるのだと思いますが、あまり細かな方針の策定を学校に求めるのはどうなのでしょう。区の定める基本方針の周知・徹底の方が重要だとも思われるのです。</p> <p>いじめの未然防止について、教師の体罰や不適切な言動がいじめを誘発したり、いじめ発覚後の教師の対応がいじめを陰湿化させ、エスカレートさせたりすることもあります。この点、確かに明記されていますが、より強調すべきではないかと思えます。</p> <p>いじめの早期発見について、定期的なアンケートとありますが、本当に効果的なのでしょうか。アンケートで「いじめ なし」とされたからといって安心しているようでは、教師の資質が疑われてもやむを得ないと思えます。本文にもあるように、信頼関係の構築、アンテナを高く保つことこそ重要なことです。教職員が非常に忙しいことは重々承知していますが、やはり、どこまで子どもと向き合える時間をとれるのかということなのではないかと思えます。</p>	教育指導課	2	<p>学校いじめ基本方針は、いじめの認知を教員が一人で抱え込むのではなく、教員自らの行動指針としてもち、いじめに係る情報が共有され、個々の教員によりいじめに向かう意識に温度差や、対応の仕方にばらつきがないようにするためのものです。</p> <p>体罰や不適切な言動については、「目黒区体罰根絶マニュアル」を作成し、教職員を指導しています。</p> <p>アンケートについては、見過ごしているいじめや相談できないいじめを発見するとともにアンケートを通して、改めていじめを行わない意識や雰囲気を作成するものです。あくまでも日頃の教員の指導を補完するものと考えています。</p>
1018	10	個人	メール	<p>第4章について 重大事態の定義について、「転校を余儀なくされた場合」が明記されていません。おそらくは、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている」という中に含まれるという趣旨かもしれませんが、頑張って登校は継続したが、転校せざるを得なかったような場合を落としてよいのでしょうか。再検討すべきではないかと思えます。</p> <p>また、「欠席」については、保健室(カウンセラー室)登校や校長室登校など、教室に入れない状況は、不登校＝欠席と考えるべきだと思います。そうしないと、実態が隠蔽される恐れがあると考えるからです。</p>	教育指導課	3	<p>転校については、児童・生徒の状況等に加え、保護者の方の意思も大きく働くことから、重大事態として定義できるものではないと考えています。</p> <p>出席の取扱いですが、文部科学省の通知により、一定の要件を満たす場合、教室に入れなくても、保健室や相談室、校長室での学習等も出席扱いとしています。</p> <p>重大事態については、欠席日数だけでなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握して判断します。</p>
1019	01	個人	メール	<p>「骨子案」提示の前置きとして示された「条例の制定等に向けて」という文章に、「いじめが、重大な人権侵害であり、児童・生徒の心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである」とことを指摘されていますが、このことこそ、「いじめ」防止にとりくむべき理由であり、「いじめ」についての基本的な問題点だと思います。しかし、「骨子案」は、「基本理念」という条項で、この点に触れることはありません。</p> <p>いじめられている子どもの人権を守りぬく立場を明らかにし、そのことを中心にした取り組みを推進することがだいじだと思います。「基本方針素案」に、その観点がふくまれていることについて、評価できますが、そのことをご承知のうえで、そうでない「骨子案」を出されたことは、納得できないことです。社会全体のなかで、多様な形で現れる「いじめ」を根絶する営みと合わせて、学校での「いじめ」をなくすという観点がだいじだと思います。</p>	教育政策課 教育指導課	2	<p>条例骨子案では、広く基本的な事項を定め、より具体的な施策については基本方針素案やその他の指針等で定めています。</p> <p>いじめに対する区の認識は、「条例制定等に向けて」に掲げているとおりです。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1019	02	個人	メール	<p>「いじめ」は悪いことだと教えることには、ひととおりの訓戒ではすまないむずかしさがあります。直接体験した事実即して、きびしく・あたたかく指導することで、モラルのうえでも成長・発達させることがだいじです。説教と禁止・懲罰で「規範意識」を持たせようという対応は、時代錯誤の妄想ではないでしょうか。</p> <p>子どもに「いじめ」を「行ってはならない」と「禁止」することが、実効ある対応だとは思えません。このような病的な社会現象が根絶されるように、多くの人々の協力による取り組みを進めることこそ重要だと思います。</p>	教育政策課 教育指導課	3	<p>基本方針素案の第3章の「(3)いじめへの対処」の項目で、「いじめを行った児童・生徒に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援」を示し、教育的な観点からの指導であることを掲げています。</p> <p>いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であると認識し、児童・生徒の主体的な取組みとともに、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携し、一体となっていじめをなくすという考えの下、いじめの防止等を進めていきます。</p>
1019	03	個人	メール	<p>「いじめ」を禁止する規定のかわりに、児童・生徒の「いじめられない権利」を規定するのが至当だと思います。基本理念の項の文言を生かして、児童・生徒に「安心して生活し、学ぶ」権利があることを宣言し、だれもがそれを守るために協力する必要があることを述べるのがいいと思います。</p>	教育政策課 教育指導課	3	<p>いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であり、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることからいじめを禁止するものです。</p> <p>いじめがなくなり、全ての児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができるようにするため、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携していくという考えでいじめの防止等を進めていきます。</p>
1019	04	個人	メール	<p>「区の責務」について、「必要な施策を策定し」とありますが、その内容のなかで、とりわけ、教師に児童・生徒の実情を知ることができるようなゆとりを保障することがだいじだと思います。教育活動以外の業務の縮小、少人数学級の実現、教職員定数の増加、管理統制からの自由、こうした条件整備を進めて、児童・生徒と教師とのあいだに心のかような信頼関係がきずかれるようにすることこそ、必要な施策のなかでもいちばんだいじな施策だと思います。</p> <p>教師以外の学校職員も、みんな子どもの姿をあたたかく見守り、情報を共有することもだいじです。学校のなかで安心できる居場所を確保することもだいじです。このような条件整備の必要性こそ、教育行政の「責務」として、条例に明記すべきことではないでしょうか。</p>	教育政策課 教育指導課	3	<p>条例骨子案では、広く基本的な事項を定め、より具体的な施策については基本方針素案やその他の指針等で定めています。</p>
1019	05	個人	メール	<p>「区の責務」についても、「学校の責務」についても、保護者との連携が位置づけられていますが、これまで各地の事件等の問題で、学校や教育委員会が情報を隠していたことが報道されました。「骨子案」は「保護者との連携」を明記していますが、その内容として、とりわけ「保護者の知る権利の保障」を重視し、条文に書き出して強調する必要があると思いますが、いかがですか。</p>	教育政策課 教育指導課	3	<p>条例骨子案では、広く基本的な事項を定め、より具体的な施策については基本方針素案やその他の指針等で定めています。</p> <p>保護者との協力・連携の中に情報の提供等は含まれていると考えています。特に重大事態の対処における情報の提供については、基本方針素案の中で掲げています。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1019	06	個人	メール	<p>「いじめを受けたときには自分の気持ちを表現できるよう、日頃から言語活動の充実を図る。」という部分には、あきれました。「いじめ」を受けた子どもが「自分の気持ちを表現」しないのは、言語活動の能力の問題ではありません。だれかに気持ちを打ち明け、事情を話したことが加害者側にわかれば、加害者側から「おまえ チクったな」と攻撃され、いつそうひどくいじめられることがわかっているから、こわくて、いえないのです。</p> <p>いじめられているみじめな姿をさらしたくないという思いや、親に心配をかけたくないという思いや、親の対応に信頼が持てないという思いなどがともなっていることもあるでしょう。安心して打ち明けられる環境をつくること自体、容易でないことが実態です。そのことを承知して、「いじめ」防止対策に取り組まなければなりません。口頭表現の技能など、「いじめ」への対応とは次元のちがうことです。</p>	教育指導課	3	「児童・生徒が周囲の大人に相談するよう努める」ことについては、いじめを受けた児童・生徒の心理に立てば、訴えることにより更に悪化することへの不安や、話すこと自体に恥ずかしさをもつことがあります。しかし、悩みや不安を一人で抱え込むことなく、相談する勇気をもつためにも必要であると考えています。そのために、学校では、児童・生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりや、行事の中で全ての児童・生徒が活躍できるように努めています。
1019	07	個人	メール	<p>「出席停止措置」について、その運用について気になることがあります。被害を受ける児童・生徒を保護するための緊急措置として活用することについては、必要なばあいがあることを理解していますが、「いじめ」の形態にはいろいろなものがあり、何人かの加害者側の集団が特定の標的となった被害者を対象にして「いじめ」を行うというケースもあるでしょうが、学級の児童・生徒の大多数が加害者となって、標的となる被害者を特定し、「いじめ」を行うケースが少なくないと思います。</p> <p>そのばあい「いじめ」の参加者には、積極的なものから消極的なものまで、いろいろな度合いがあります。傍観者であることにさえたいへんな勇気が必要になります。「いじめ」を制止する立場に立つには、たいへんな見識と勇気、さらに攻撃に耐える体力までが必要になります。どの児童・生徒も「いじめ」の加害者になる状態が広がっており、どの児童・生徒も次の被害者になる状態が広がっているといえるのだと思います。</p> <p>極端な仮定をするわけですが、かりに、加害者側生徒の出席停止ということになったら、この学級は、ほとんど全員を出席停止にし、被害者1名が登校するということとなります。こんな極端な仮定はありえないとしても、「出席停止措置の活用」は慎重であってほしいと思います。</p>	教育指導課	2	児童・生徒への出席停止措置の運用には慎重を期し、あくまでも、いじめを受けた児童・生徒とともに、いじめを行った児童・生徒についても学習の機会を保障するという配慮の下に行います。
1020	01	個人	FAX	<p>いじめ防止の対策や重大な事態が生じた場合の対処法など区教委として文言化するが無用だとは思いませんが、いじめがなぜ起きるのかを考察し、その主舞台となる学校や教職員の現状分析や改善への提言が欠けていると思います。</p> <p>そしてその子が自分を困む、自分に関わる人々の中で必要とされる人間だと実感できると、いじめの加害者にも被害者にもなり得ないものです。「みんな違って、みんないい」、このことを理屈抜きに感じられるのは、授業だけでなく、学級、学年、生徒会活動等を豊富に経験させる中でのことだと思うのです。</p> <p>放課後のひととき、教室に何となく残っている子、職員室に来てなんということなく喋っていく子、この子たちの相手をしてあげることが教員の仕事です。しかし今学校では、先生たちが向き合うのはコンピュータで子どもたちではない、という事態になっていないでしょうか。先生たちは良質の教育をめざして、誰にも遠慮することなく意見を述べ合う(それがたとえ政府、文科省への批判であろうともです)。そういう精神の自由を獲得しなければ社会の歪みを映し出す子どもたちのいじめ問題にも有効に立ち向かえないはずです。</p> <p>また、保護者とも対等な立場で懇談し、もっと理解し合い協力関係を持つ必要があります。そのためにはまず30人学級の実現です。区教委は先頭に立って区に都に国に要求していったほしいです。なぜならばこれこそが抜本的な解決を目指す第一歩になるからです。ぜひ、お願いします。</p>	教育指導課 学校運営課	4	<p>学校では、自己有用感や自己肯定感を高めることにより、お互いの良さや可能性を認め合い、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図っています。また、保護者には、区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力することをお願いしています。</p> <p>学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、東京都の教育委員会が定めていますので、ご意見として承ります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1021	01	個人	FAX	「いじめを絶対に許すことができない」のは、どの子も持っている「やすらかに子どもが人間として成長していく」という当然の権利を否定し、大きく阻害するからです。「他者に対するいじめ行為は罪である」ことを、子どもだけでなく、大人も再確認する必要があります。子どもに対する社会的な、土台として不可欠な上記の認識から見ると、この資料にはまず、「目黒区いじめ防止基本条例案」を掲げ、その次に、「いじめ防止対策推進条例案」をもって来るべきなのに、逆なのはどうしてでしょうか？	教育政策課 教育指導課	2	条例骨子案では、広く基本的な事項を定め、より具体的な施策については基本方針素案やその他の指針等で定めています。 いじめに対する区の認識は、「条例制定等に向けて」に掲げているとおりです。
1021	02	個人	FAX	「いじめ」の定義は部分的な現象だけを指しています。社会における子どもの基本的人権について、それを大きく損なうのがいじめなのだとすることを、まず、書くことが必要です。「基本理念」も、現象的な対処的な内容でしかなく、これが「基本理念」と言えるのでしょうか？ 「5 いじめ禁止等」には、「なぜ、いじめてはいけぬのか」が書いてなくて、「いかなる理由があっても、いじめを行ってはならない」とこれまでのお題目があるだけです。	教育政策課 教育指導課	2	
1021	03	個人	FAX	基本方針素案「3 いじめの防止等に関する基本的な考え方」のはじめの4行は、基本理念にこそ書くべきではないでしょうか。文章が重なってもいいと思います。「対策推進条例案」に比べ、この「基本方針素案第1章」はわかりやすい言葉で書かれていて、ほぼ納得ができます。 「第2章の防止のために区が実施する施策」の中では、「いじめ未然防止」が最も大事だと思います。特に、普通の授業の中での「ア 人権教育等」が重要です。子どもの権利条約など子どもの人権について、一人ひとりの人間の違いは当然であり、それを区別や差別をすることは大きな誤りであることなどをしっかり教えねばなりません。 一方教える側は、そうした差別意識は大人社会、教員間でも厳然としてあるという現状認識も厳しくすべきです。さらに、子ども自身にはどうしようもない親の貧困問題などもいじめの原因に加わっている現在、人権教育の新たな内容が問われています。	教育指導課	2	人権教育については、重要な課題であると認識しています。学校におきましては、教育課程に位置付け、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間で横断的・継続的に指導しています。
1022	01	団体	書面	基本方針 2 いじめの定義 ウ <u>軽くぶつかられたり</u> 、遊ぶふりをして、叩かれたり…… 軽くぶつかることは日常的にあるので、「 <u>故意に(わざと)ぶつかられたり</u> 」としたほうがわかりやすい。	教育指導課	2	ご提案の趣旨は、表記中に含まれていると考えています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1022	02	団体	書面	基本方針 5 いじめ防止に向けての役割や責務 (3) 学校の責務 ア「……人間関係を構築する力 <u>を</u> 育成し、」 ↓ ア「……人間関係を構築する力 <u>を</u> 育成し、」 イ「……自分の気持ちを <u>表現することができるよう</u> 、日頃から」 ↓ イ「……自分の気持ちを <u>表現するための、円滑なコミュニケーションが行えるよう</u> 、日頃から」	教育指導課	1	ご指摘を踏まえ、表記を修正します。
1022	03	団体	書面	基本方針 5 いじめ防止に向けての役割や責務 (4) 保護者の責務 ウ「保護者は、区及び学校が講ずる <u>いじめの防止等の対策に協力するよう努める</u> 」 ↓ ウ「保護者は、区及び学校が講ずる <u>いじめの防止等の対策に協力する</u> 」 携帯電話等によるいじめを防ぐための対策については、もう少し強く保護者の責務を記した方がよい。 次のように具体的に協力してほしい内容を示すか、「ウ」にもう少し具体的に書くかがよいと思う。 エ 保護者は、パソコンや携帯電話等によるいじめの防止に関する区及び学校が推奨する対策(家庭ルールの作成やフィルタリングなど)に協力する。 (5) 区民等の責務 イ「……兆候があると <u>思われたりする</u> ときは」 ↓ イ「……兆候があると <u>思われる</u> ときは」	教育指導課	2	保護者の責務として、その保護する児童・生徒について第一義的責任を有し、その保護する児童・生徒がいじめを行わないよう、規範意識を養うための教育等に努めること、さらに区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力をお願いしているもので、ご意見の趣旨は含まれています。
1022	04	団体	書面	ひとり一人 → 一人ひとり 表記の確認	教育指導課	1	ご指摘を踏まえ、表記を修正します。
1022	05	団体	書面	基本方針 第3章 いじめ防止等のために学校が実施する 施策 ↓ 第3章 いじめ防止等のために学校が実施する 対策 学校は、施策より対策がよいと思う。	教育指導課	2	ご提案の趣旨は、表記中に含まれていると考えています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1022	06	団体	書面	<p>基本方針 3学校におけるいじめの防止等に関する取組み</p> <p>「なお、いじめを受けた児童・生徒が自らの気持ちを表現したり、いじめを受けている状況を見ている児童・生徒がいじめを止めるよう指摘できるようにするために、日頃から思考力・判断力・表現力を育成する活動を重視する必要がある。」</p> <p>思考力・判断力・表現力の育成だけでよいのか(思いやりの気持ちや正義感等の道徳的な心情はここではあえて省略しているのか)。</p>	教育指導課	1	ご意見を参考として、表記を修正します。
1022	07	団体	書面	<p>3学校におけるいじめの防止等に関する取組み (4)特別な支援を必要とする児童・生徒への配慮 <u>特別支援学級に在籍する児童・生徒</u>又は<u>通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒</u>の中には、他の児童・生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。</p> <p>文案に続くア～ウは、下線部の両方の児童・生徒を対象にしているのか。運用に当っては「体制」への配慮が必要である。</p>	教育指導課	2	両方の児童・生徒を対象にしています。
2001	01	個人	説明会	<p>いじめは、法律や条例の制定によりなくなるのかは疑問である。いじめがなぜ起きるのかを繰り返し掘り下げること、本質が見えてくるのではないかと感じる。</p> <p>そこで、いじめ防止基本方針素案のいじめの未然防止について、詳しく説明してほしい。</p>	教育指導課	2	<p>いじめには様々な背景や原因があると認識しています。これらを理解し、周囲の人たちがしっかりと対応していくことを示したのが基本方針素案です。</p> <p>未然防止策については、子どもたちが互いの立場を尊重する心を育てる人権教育の推進や、「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」「100万人の行動宣言」などの子どもがいじめ問題に主体的に関わる活動を推進する取組みがあります。また、「目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針」などによりインターネットを通じて行われるいじめの未然防止と啓発活動を推進する取組みがあります。</p>
2002	01	個人	説明会	<p>いじめを未然に防ぐ取組みとして、学校長や教員から朝礼やホームルームなど機会あるごとに、他人を大切にするなどの人権に関する話があると子どもたちにその考えが根付くと考える。</p> <p>教育委員会として、人権尊重に関する話をする場面や頻度について学校に示しているものはあるのか。</p>	教育指導課	2	<p>区は6月・11月・2月に東京都が指定している「ふれあい月間」において、必ず道徳の授業で「友情」や「生命尊重」などの議題を取り上げるように学校に要請しています。</p> <p>また、校長が年間44回行っている講話でも、「ふれあい月間」には、いじめ防止・不登校の防止に関する講話を行うよう要請しています。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
2003	01	個人	説明会	いじめ対策について、よくまとまっていてわかりやすかった。近年のいじめは、昔のいじめと比べると質が異なる様に思える。ひまつぶし、気に入らなかった、どれくらいで自死に至るかなど、大人では理解できない理由が並ぶと聞く。状況に合わせた対応をこれからもお願いしたい。	教育政策課 教育指導課	2	代表的ないじめの行為は、いたずらや嫌がらせ、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」で、一見、日常的にあるようなことにみえてしまう点の特徴です。この些細に見える行為が、甚大な精神的被害につながり自死に至ることもあることを踏まえ、いじめの兆候を見逃すことがないように取り組んでいきます。
2004	01	個人	説明会	いじめの発見者として最も多い本人・保護者からの匿名による調査依頼等は規定されているのか。	教育指導課	2	本人、保護者、区民、関係機関を問わず、訴えのあったものは、まずは学校が早急に事実を確認します。匿名であるかどうかの規定はありません。
2005	01	個人	説明会	いじめは、加害者も被害者も共に教育相談する場を与えないと子ども同士も成長していけないのではないかと。学校と親との連携も密な方が良いと思う。	教育指導課	2	いじめにかかわった児童・生徒の心のケアは重要であるととらえています。児童・生徒が躊躇せずに相談できる体制や、児童・生徒がスクールカウンセラー等とかかわる機会を意図的に設けることも大切であると考えています。児童・生徒が成長していくことができるよう、学校と家庭、関係機関が密に連携し、協力し合えるよう支援してまいります。
2006	01	個人	説明会	「いじめ防止基本方針素案」の第3章「いじめ防止等のために学校が実施する施策」に、重大事態のおそれがある場合の警察への通報に関する記載があるが、警察への通報は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者がするのではなく、学校が通報するのか。	教育指導課	2	警察への通報は、学校がする場合、教育委員会から学校へ通報するよう指導する場合、教育委員会から相談する場合など、いじめを受けた児童・生徒や保護者からだけでなく様々な方法があります。
2007	01	個人	説明会	いじめの現状と課題の説明において、いじめの解消については時間がかかるものがあるとの説明があった。提供された数値だけみるとその状況が把握しづらい。	教育指導課	7	いじめの解消は、非常に長くかかる場合もあれば、学級編成や担任の変更により解消されることもあります。 教育委員会としては年度内での解消に向け、各学校に取組みを要請していますが、解消していない場合も、年度替わりでの解消状況を把握し、議会等に報告しています。 提供する資料の表記については、今後さらに工夫してまいります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
2008	01	個人	説明会	いじめには、客観的にいじめと認められる場合と客観的には認められないが主観的にいじめれていると本人が感じる場合など様々である。 重大事態には該当しないが、本人からいじめられたとの申し出があった場合は、その児童・生徒に寄り添った対応をしてもらいたい。	教育指導課	2	いじめへの対処において、その行為があったかどうかなどの事実認定が非常に難しく、学校の教員や校長も悩みながら対応しています。 第三者も含めた事実を認定する作業が非常に重要で、いじめを訴える児童・生徒の気持ちに寄り添って事情を聴き、事実を確認し、事実を基にいじめを受けた児童・生徒への支援、いじめを行った児童・生徒への指導と支援を行っています。場合によっては保護者への連絡や謝罪の場面を設定しています。 また、中学生になると本人からの訴えはほとんどないため、中学生になったときに自分の気持ちをしっかり表現できるよう指導することが必要であるとの課題認識を持っています。
2009	01	個人	説明会	いじめ防止や重大事態への対応のため、3つの対応組織を設置するとあるが、3つに分ける必要があるのか。他自治体の対応の遅延や責任の取り方をみて、責任が分化されていると感じる。 組織はスリム化する時代だと思うので、1つの組織で責任は一本化し、その組織の中で役割を分けてみてはどうか。	教育指導課	3	いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校及び教育委員会のみでは対応することが困難であると考えています。そのため、いじめ問題を見逃すことなく、迅速に、重層的かつ複眼的に対応できる組織を構成していきたいと考えています。
2010	01	個人	説明会	いじめ問題に関し、小学校低学年から「いのちの授業」などを設けて、みんな愛されて生まれてきたということを学ばせてほしい。	教育指導課	2	道徳の中の指導内容に「生命尊重」が含まれていることから、道徳の指導の中で類似の内容を低学年から取り上げています。
2011	01	個人	説明会	いじめは、学校や教育委員会だけでは問題解決に限界があると思う。教育委員会として、第三者の介入をより早くするための方法やいじめが起きた場合、何をもって解決したと考えるのかを具体的に示してほしい。	教育指導課	2	教育委員会としては、重大事態等が発生した際に迅速に対応できるよう、あらかじめ関係機関等との連携体制づくりを行う必要があると考えています。いじめの解決については、いじめを受けた児童・生徒の心身の苦痛がなくなった状況をとらえて判断しています。
2012	01	個人	説明会	いじめの認知件数が子どもや母親同士での話とかい離し、少ない件数で驚いた。いじめと認定されるのは、よほど重大事案なのか、どのレベルの内容なのか。また、学校や教員がいじめを認定することで、業務の増加やペナルティーが課せられる現状はないか。そのような状況であるならば、サポート機関を設置するなど学校で認定しやすい状況にしてほしい。	教育指導課	3	教育委員会としては、認知件数は氷山の一角であり、いじめは潜伏しているものと認識しています。いかなるいじめであっても、いじめのサインを見逃さない、教員の鋭敏な感覚を高める研修体系を整備し、教員の資質・能力を向上させていきます。 いじめについては、認知件数の増加による学校への業務の増加やペナルティーはありません。最も大切なことは未然防止にあります。いじめは常に起こり得るものであることから発見したいじめの解消率を高めることが重要であり、再発防止に向けて、間断なく未然防止に努めることにあります。 今後も未然防止・早期発見・早期の対処に努めていきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
2013	01	個人	説明会	「いじめられた児童生徒のその後の状況」に関して、どのような調査を行ったのか。	教育指導課	7	教育委員会は学校から定期的な報告を受けていますので、継続的にいじめられた児童生徒の状況を把握しています。
2014	01	個人	説明会	対応組織の設置について、運用がわからないため、効果があるのかわからない。また、いじめが発覚した場合、学校・家庭・区がどのように連携し、解決を探るかを多角的に案を示すべきではないか。	教育指導課	2	対応組織の運用の時期や場面等について、今後、課題を整理して効果的な運用の在り方を示していきます。また、連携の具体的な内容や方法等については、基本方針素案を補完するものとして、事例を示した資料等を作成していきます。
3001	01	議会	書面	構成及び全体的な対象について 昨今のいじめの構造は、時、場所を選ばず、水面下で個人の尊厳を極限まで追い詰め、生命を奪う重要事案になることも少なくない。 目黒区で初めて、いじめ防止対策推進条例及び防止基本方針の施行においては、教育委員会における素案策定と云えども、区長が一義的な責任者として迅速に対応することになった前提条件を踏まえ、公的教育機関内のみとしている対象を、「目黒のこども」全体を対象とするよう対応を求め。	教育政策課	1	子どもの尊厳及び基本的人権を侵害するいじめは、学校の内外を問わず、絶対に許されない行為です。ご意見の趣旨を参考として修正します。
3001	02	議会	書面	■区の責務 区はいじめ問題で児童・生徒側(保護者を含む)と学校側との対立が生じた場合も想定して解決に向けた取り組みを行う事	教育指導課	2	区は、学校と保護者間の調整に、主体的にかかわっています。
3001	03	議会	書面	■学校の責務 学校はいじめを受けた側が不登校などにより正当な教育を受けることができなくならないように、いじめを受けた側の義務教育について最善を尽くし保証する。	教育指導課	2	いじめを認知した際は、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかな対応に取り組んでいます。
3001	04	議会	書面	■保護者の責務 学校はいじめを行った児童・生徒の保護者に対しても事実を伝え、家庭での指導を行うよう取り組む。 いじめを行った児童・生徒の保護者はいじめを受けた児童・生徒(保護者を含む)に対して誠意ある対応をするよう努める事。	教育指導課	2	基本方針素案では、保護者の責務として、その保護する児童・生徒について第一義的責任を有し、その保護する児童・生徒がいじめを行わないよう、規範意識を養うための教育等に努めることを掲げています。さらに、保護者に区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力することをお願いしていることから、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して誠意ある対応に努めるよう求めることとなります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
3001	05	議会	書面	<p>■いじめを受けた側は、仕返しなどを恐れて、いじめを受けている事実を話さないケースが多く、学校側で早期発見するための仕組みづくりが必要である。</p> <p>■集団でいじめを行った側は、集団で虚偽をして事実を隠すケースがあり、学校側で事実を認識するための仕組みづくりが必要である。</p> <p>■いじめを防止するための教師の指導方法について、保護者からの指摘を恐れることで適切な指導ができないことへの教育委員会や学校側の保護策を構築する。</p>	教育指導課	2	<p>学校では、いじめが学校生活の中で潜伏化しており、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうるものとしてとらえており、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互の情報交換・共有に努め、種々の取組みを進めています。</p> <p>また、学校では「学校いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応するとともに、学校だけでは対応しきれない場合は、関係機関の職員や専門家により組織する「学校サポートチーム」を設置し、支援することとしています。</p> <p>教育委員会は、学校が保護者からの指摘を恐れることなく、把握したいじめの実態に適切に対応するよう指導・助言していきます。</p>
3002	01	議会	書面	<p>学校でのいじめが深刻化しています。</p> <p>国連子どもの権利委員会は、日本の教育システムは競争的でそれが子どもの遊ぶ時間や体を動かす時間、休息する時間など奪い、子どもにおおきなストレスをもたらし体や精神の健康な発達をゆがめていると厳しく指摘しました。今日その状況はとどまるどころか広がり、教育への管理が加速しています。</p> <p>こうした事態や大人社会の反映の中で、いじめはなくなるどころか陰湿化し、不登校や悲惨な自殺など後を絶ちません。</p> <p>いじめをなくすためには、何よりも点数を最優先する競争的な教育や管理教育を改め、多忙さに翻弄される教員を児童・生徒とじっくり向き合い信頼関係をつくることのできるよう、教員の増員や少人数学級をはじめとした教育環境を整備することです。</p> <p>私たち大人が、子どもの声に耳を傾け、子どもたちが学校や地域や家庭でも安心してのびのびと成長できるような社会を築き上げていくことが求められています。</p> <p>いじめ防止の取組みを前進させる立場から、提案されたいじめ防止対策推進条例骨子案・いじめ防止基本方針素案について以下意見を述べます。</p> <p>1、いじめは人権侵害・暴力であり、区として子どもの生命と人権を最優先で守ることを明確にする。</p> <p>①「いじめ」を防止するための条例や方針を具体化する際、何よりも子どもの生命と人権を守る立場から、子どもがいじめられずに安全に生きる権利を持っていることを明記し、それを保障するための条例や基本方針にすること。そのためにも日本国憲法と、「子どもの最善の利益を保障する」とした子ども条例に基づく行政の立場を明らかにすることです。</p> <p>②また学校や行政が「いじめ」を放置したり隠蔽したりすることは、子どもの人権と生命に関わる重大な「安全配慮義務」違反に当たることを明確にすること。教職員が子どもの気になる変化や「いじめ」に気づいたときには、他の事項に最優先し学校全体で対応することを明らかにすることです。</p>	教育政策課 教育指導課 子育て支援課	2	<p>条例骨子案、基本方針素案の基本理念において、区、学校、保護者、区民等、関係機関がそれぞれの責務を果たし、相互に連携していじめ防止等に取り組むことを掲げています。これは、子ども条例の考え方と合致するものです。</p> <p>また、基本方針素案では、いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかに対応します。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
3002	02	議会	書面	<p>2、学校の取組みは「いじめの解決はみんなの力で」を原則に、全教職員の創意と努力を結集する。</p> <p>①学校の教員が「いじめ」を発見したときは、まず全教員が情報を共有し、学校全体で知恵を結集し対処することが重要です。いじめ防止のために区と教育委員会に「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題対策委員会」が設置されますが、官僚的な組織にすることなく互いに連携し、「いじめ」を発見したときは機敏で迅速な対応をはじめ、相談窓口、情報収集など動きやすい組織となるようにすること。また過度の介入により、学校の適切な教育活動を妨げることのないように配慮することです。</p> <p>②重大事態が発生した場合、直ちにスクールカウンセラーを学校現場にいれ丁寧な対応を行うこと。日常的にスクールカウンセラーやソーシャルカウンセラーなどの配置を拡充することです。</p> <p>③いじめの相談や対応を行う、独立性の高い第三者機関(医師、心理の専門家、弁護士、教育専門家等による)「いじめ防止センター」(仮称)をもうけることです。</p>	教育指導課	2	<p>①については、ご指摘のとおりと認識しています。</p> <p>②については、ご指摘のような場合には積極的にスクールカウンセラー等の活用を図っていきます。</p> <p>③については、いじめへの対応は、「学校いじめ対策委員会」が行いますが、学校だけで対応できない、いじめへの対応は、「学校サポートチーム」が支援します。また、重大事態が発生した場合は、必要に応じて「目黒区いじめ問題対策委員会」が調査を行います。「学校サポートチーム」、「目黒区いじめ問題対策委員会」は専門家で組織されます。なお、いじめの相談は、第三者機関である「東京都教育相談センター」や「めぐろはあとねっと」などが行っています。</p>
3002	03	議会	書面	<p>3、子どもたちの自主性を育て、いじめをやめる人間関係をつくる。</p> <p>①条例案「いじめの禁止等」では、生徒・児童は、いかなる理由があってもいじめをおこなってはならない。児童・生徒は、主体的にいじめの防止等に努めることと明記しています。基本方針案でも同様で、さらに児童・生徒の役割も示されています。上から命令で押さえつけるようなやり方はやめることです。</p> <p>いじめは、子どもの成長途上で誰にも生じるものであり、第一義的に教育の営みとして解決することが基本です。学校運営や学校集団の中での自由な発言や参加を保障していくなかで、子どもたちは自分自身の大切さを知り、人と人の中で生きる喜びを感じながら成長していきます。わかりやすい授業や一人一人が活躍できる集団づくりをする中でお互いを尊重する態度を養うことです。</p> <p>②さらに保護者や区民等にも同様に責務「努めること」として求めています。家庭教育は、自主的に行われるもので上から強制するものではありません。また区民に対しても押しつけるものではありません。</p> <p>③基本方針案の第2章区が実施する施策の中で、いじめをおこなった児童・生徒の出席停止を求めることの措置が明記されています。こうした対応は教育を放棄するものです。何より重要なことは除外するのではなく、いじめた子が「いじめ」を反省し「いじめ」をしなくなり人間的に立ち直るまで徹底したケアをすることです。厳罰主義は、鬱屈した心をゆがめるだけです。いじめた子の多くがかつて「いじめ」を受けていたり「いじめ」に走る悩みなどを抱えていたということです。その子の苦しい立場に共感し、立ち直りのための支援を行うことを明確にすべきです。</p> <p>④第2章学校における未然防止の中に、道徳教育の充実があります。市民道徳の教育は重要ですが、大津市のいじめ自殺の教訓からも多くの関係者が指摘しているように、道徳教育の名で一方向的に規範を教えたり、厳罰で脅すようなやり方は、「いじめ」の解決を遅らせてしまいます。すべての子どもが人間として尊重されるべきことを学べる人権教育をより充実させることです。</p>	教育政策課 教育指導課	2	<p>①・②いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることからいじめを禁止し、いじめをなくすために、区、学校、保護者、区民等、保護者がそれぞれの役割を果たし、協力・連携していくという考えに立つもので、上から押さえつけるというものではありません。</p> <p>③児童・生徒への出席停止措置の運用には慎重を期し、あくまでも、いじめを受けた児童・生徒とともに、いじめを行った児童・生徒についても学習の機会を保障するという配慮の下に行うこととなります。</p> <p>④道徳の授業では、道徳的価値を自分の経験に基づきながら、自分のこととして考え、自己理解を深めていきます。教員は授業のまとめの段階で、望ましい価値観を押し付けることなく、児童・生徒が道徳的価値を主体的に受け止め、実践への動機づけを行うものです。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	所管	対応区分	検討結果(対応策)
3002	04	議会	書面	4、「いじめ」を受けた子どもやその保護者の知る権利を保障する。 「いじめ」を受けた子どもや保護者の願いに応じて、重大事態の事実関係や調査の結果は、被害者やその保護者に原則として情報公開することを明確にすべきです。	教育政策課 教育指導課	2	保護者との協力・連携の中に情報の提供等は含まれていると考え ています。特に重大事態の対処における情報の提供については、基 本方針素案の中で掲げています。
3002	05	議会	書面	5、教員たちが自主的に研修できるようにする。 職員の資質を高めるために「いじめ」問題についての研修を行うこととしていま す。研修については、教育学会や小児医師会などの関係学会が現場教員やいじ め関係被害者団体などの参加も得てガイドラインを作成し、それを参考にしながら 教員たちが自主的に研修できるようにすることです。	教育指導課	3	研修については、教員は教育委員会が主催する研修の他に、東京 都教職員研修センター主催の研修等に参加しますが、今後は各校 の校内研修の充実を図っていきます。